

第8回中海自然再生協議会議事録

平成20年9月27日（土） 13:00～16:30

鳥取県西部総合事務所 講堂

議事次第

13:00～15:00

中海自然再生全体構想案の説明と全体討議

15:15～16:00

今後の進め方について

16:00～17:00

各種報告

「議事要約」

第8回協議会を2008年9月27日（土）に鳥取県西部総合事務所で行った（出席者名簿は別記）。高安会長から挨拶があり、引き続き全体構想の説明と全体討議を行った。前回協議会でのグループ討議、全体討議で出された意見にもとづいて全体構想検討部会で討議を行って作成した原案について副部長から説明があり、その後、全体討議を行った。その結果、ほぼ意見は出尽くしたので、これらを踏まえて部会で最終案を作成すること、残された課題である「9）自然再生協議会の役割分担および構成」については案に掲載されている専門部会（3）、地域部会（3）、専門機関（1）、団体（4）、関連団体（9）、地方公共団体（7）、国の行政機関（4）に役割分担表の5つの項目のどれを分担（参加）するかを照会（10月末までに回答を要請）することとした。事務局からは次の協議会では全体構想をまとめ、実施計画の検討に入りたいとの方針が示された。

今後の予定では次回協議会を11月22日（土）とすること、協議会・各部会の活動経費をどう賄うかについての討議を行った。

各種報告では、「中海の自然再生に関する普及及び啓発活動等業務」（環境省）が採択され、全体構想のパンフレットの作成に充てる予定であること、「水環境修復技術国内外展開方策検討委員会（広島）」の報告が事務局からあり、中海についても協議会の下にWGをつくって対応したいとの説明がなされた。

【資料】

全体構想（案）および協議会・各部会の活動経費についての討議の概要

（案作成側のメンバー以外は記号で示す。）

(全体構想案について)

増田全体構想副部長から案の提案に至る経緯の説明があり、その後には討議を行った。

高安議長：全体構想に付いての説明がありましたが、字句の訂正も含めて全体の構成や内容について議論をしてもらいたいと思います。

相崎事務局長：全体構想の中でとくに取り組みや基本的な考え方等について、討議をしてもらいたいと思います。文章的なことについては後からでも云っていただければ検討します。

議長：議論のきっかけにしてもらいたいので話しますが、大学でも、ある計画、目標を作成する場合に、どのレベルに到達したときにその計画が達成されたかを考えます。数値目標が一番分かりやすいですが、何をもってこの目標が、一応達成されたかをある程度明確にしておいたほうが良いと思います。たとえば中海が自然の治癒力・復元力で自立的に回復しているのを見極めることができる段階で、一応の目標が達成できたとしてなんらかの指標でそれを確認できた段階で達成できたというような設定です。具体的なイメージを設定しておかないと、いつまでのその事業を続けていくことになります。

T：最近感じたことですが、食の安全や食料の自給率の問題が大きく取り上げられています。崎津部会では、焼酎や、綿花を作っていますが、子ども達に安全な物を食べさせたいと思いますので、この協議会でも食の安全等も問題を取り上げてもらい、食の安全、安心の項目を入れてもらいたいと思います。

増田部会長代理：全体構想では、おおきな考え方を記載しています。いま云われたことは個々の問題ですので、実施の段階で扱ってもらいたいと思います。

O：鳥取県が実施している中海の調査がありますが、先日、会合があつて、調査項目のなかで「中海の魚を食べてみたいか」との項目では、食べてみたくないという回答が一番多かった。私は中海の魚は美味しいと思います。現在、石油が高騰し、食料も上がっています。地球の温暖化の問題の深刻です。中海が本当に豊かになれば、油を多く使って遠くの海まで行って、魚をとってこなくても良くなります。現在、有機農業への関心が高まっています。中海の運動としてそのような目標を示すことについても、全体構想に入れてもらいたいと思います。

増田部会長代理：5)の循環型社会の構築の中で、そのような内容について記載しています。

F：全体構想の「はじめに」は高安会長にお願いしています。9番目の役割分担の表の記載方法として5つの項目しか書いてありませんが、細分化した項目まで記載するのですか。いまイラスト・ポスターの募集をしていますが、それらを入れるのですか。

増田部会長代理：役割分担の表ですが、5つの項目について、項目ごとに細かく記載していくと、とくに行政側の方では記載しにくい場合がでてくるとおられますので、このようにしています。

相崎事務局長：イラストについても、この全体構想の小冊子に入れていこうと思ってい

ます。構成についてほかに意見があれば検討します。

N: 高安議長の言われた「何か到達点があれば、それを明らかにしてそれに向かっていく」ということは、そのとおりだと思います。Kさんがメールで意見を出しておられますが、その内容は、20年先の具体的な目標があって、それに向かって取り組んでいくといったほうが、イメージが湧いて取り組みやすいと思います。そして、20年先の目標に向かって、いまどの段階なのかをチェックできます。取り組みますというだけでは抽象的で、絵に描いた餅に終わってしまう恐れもあります。この前の全体構想検討部会では、Kさんの案がどのように議論されたのでしょうか。この考えは先ほどの高安議長の考えにも適合しています。

議長: このような事業では、まず目標をたて、ゴールがどこなのか、方向はどうか、あとは評価です。評価というのは、何をもちてゴールに到達したといえるのか、または、いま何合目くらいにいるのかが分かることが大事です。ですから、この事業を継続している際に、いまはどのあたりにいるのかが実感できるような、何かそのようなものがあると良いと思います。

増田部会長代理: Kさんの提案について、前回の専門部会でも議論がありました。そうはいっても、その裏付けとなるものについて、非常に困りました。この全体構想の中の6番目の自然再生の目標の中で、昭和20年代後半から、30年前半の中海を取り戻そうと書いていますが、それでは、この目標をいつまでに設定するのかを記載することは、予算の関係等からとても設定しにくかったということがあります。今後は、個々の実施計画の中に細かく目標が立てられればと思います。現段階では大枠としてこのような形で全体構想を作っておいて、あとは実施の段階で進めて行くという考えです。

N: その辺が鍵だと思いますが、やはり全体構想でも20年先では、このようなことが実現しているという目標を立てておいて、行政、民間が協力して一ずつ実現していくことが良いと思います。事業ができたものしか目標を立てられないとすると、抽象的にものに終わってしまう恐れがあります。これまでのようにスローガン倒れに終わると見られないように、Kさんの提案のような記載を入れたほうが良いと思います。発言しました。

徳岡（事務局）: 私も全体構想部会に参加して、会議を重ねてきて、このような全体構想の書き方になりましたが、何年後に目標を達成するのかについての議論もありました。たしかにKさんの提案で、何年後に貧酸素水塊が解消する等の目標設定の記載については、分かりやすい点がありますが、妥当性というか、その目標に至る経緯がありません。その実現については、参加する構成員の意欲の度合いにもよると思われれます。いろいろなレベルで参加しているので、そのところで決めるのはなかなかむずかしいと思います。Kさんの提案では、他の地区の自然再生協議会の全体構想の中には、目標の達成時期が記載されていると言われましたが、それらの自然再生協議会のテーマは非常に限定されていて、達成時期を明確にしやすいケースが多いように思います。中海は、問題が多様であるために設定時期が記載しにくかった面があります。この後に実施計画を作成して

いくわけですが、すでに実施中のものがあります。このあたりで、この 2 年間にできているものについて、まとめていったほうが良いと思います。たとえば崎津部会の芋焼酎、飯梨側部会の牧草、環境省技術開発推進費による浚渫窪地の埋め戻しなどについてまとめていけば、それは、第一歩を踏み出したことになり、ゴールのところまでイメージが描けるということもあると思います。協議会としては、現段階で何年後に目標を達成できるのかについては記載しないでおこうという考え方です。

- O**：科学的知見に基づく実施の項の中で、工事等を行うことを前提とせずという記載があります。中海の再生のためには干拓・淡水化のために改変した地形をできるだけ元の海に戻すことが必要です。第一に反時計回りの流れを取り戻すために森山、大海崎堤を 160～200m 開削すること、第二に干拓のために作った窪地の埋め戻し、第三に浅場、なぎさの復活などを私たちはすでに国に対して要求しています。現在進めている調査、研究などはこれらについていっそう科学的に検証し、より効果的な工事のやり方を検討、提案することだと考えます。これらの工事は誰の責任で行うかも提案するというか、明らかにすることも課題と思います。これらの工事も「前提にしない」ということでしょうか。また、埋め戻し工事をできるだけ早期に進めることについてというか考え方について、三河湾の埋め戻しの工事の際に、「100 パーセントこうだろうと分かってからやるんでは、永久にできない。こうだろうと分かった段階で実施していくことが必要だ」ということが教訓になりました。美しい中海を守る住民会議では中海を再生する事業について要望してきましたが、工事等を行うことを前提とせずということはこれらも含むのかなど、十分納得できないので説明をお願いします。

相崎事務局長：この部分は全体構想検討部会長の国井先生が担当していて、具体的にまだ議論していません。この記載は、一般的な、全国に通用する記載で、中海について、個別に具体的に検討して、記載されるようになっていきますので、意見をいってほしいと思います。

- O**：実施計画が出て、両方併せて議論できれば理解できると思います。

議長：中海は広域で、多様ですが、状況が似ているのは釧路湿原です。対象区域がとても広い区域です。この協議会の全体構想のなかで、目的は湿原生態系の質的量的回復、維持する循環の再生、湿原生態系と持続的に関わる社会、経済関係等が記載されています。評価については、各施策が達成されたかを評価する基準として、湿原の面積とか希少生物の個体数等をチェックしていこうということになっています。様々な施策をする中で、具体的にそれが目標に向かっているかが確認されるということを明記するという事です。チェックしながら、我々の行動が確実に効果を上げているんだということを確認できる、と書いてあります。数値目標については、今後の情報の集積と協議会での検討を重ねて具体的に設定していきますという説明になっています。おおまかでもいいですから、施策としてどういうふうにするのかということをもう少し書いて、評価つまりそれが着実にすすんでいるのか、どういう指標をもって計るのかを記載すれば、実施する

際に予算が必要になり、具体的にこれが認められれば、関連する省庁等の相談しながら進めることができます。この全体構想にもうちょっと踏み込んだところが欲しいと思います。

相崎事務局長：評価の仕方については、8章のところで記載してもいいかなと思います。

目標や施策については、釧路湿原の全体構想とそんなに変わらないと思います。この場では、この全体構想のなかで、評価の仕方について記載するのか、または、おのこの実施計画のなかで、その評価の仕方を記載するのかを意思統一しておいてもらいたいと思います。

F：全体構想ができれば、次は実施計画書の作成に移りますが、全体構想の中に、実施計画へ続く接点とか橋渡しをする取っ手を付けておかないと、また一からの議論になります。たとえばアマモ場の保全という計画がありますが、全体構想の中にたとえば20年後には、このような程度になっていますというようなことが記載してあれば、実施計画も作成しやすいとおもいます。

議長：釧路湿原にもどりますが、取り戻す姿は具体的にはいつ頃のイメージかという、ラムサール条約登録前を一つの姿としています。その姿を取り戻すために人々が行動していくという行動計画です。20年後にはこういう風になっていますと言い切るのではなくて、将来は、ここを目指しています、そのために我々は、こういう行動をします、その行動の結果がこういう指標で現れているのかどうか分かりますということで良いと思います。

M：たとえば湖沼保全計画等の事業計画については、目標を記載します。そして目標達成するために何をするのか、具体的なアクションプログラムを作成し、それを誰がやるのか、さらにスケジュールを作成するのが一般的な計画の中では求められます。環境の場合は、実施したことを評価するのが非常に難しいと思います。たとえば湖沼の環境改善の事業の評価について、いろいろな視点、観点があります。水質でやるのか生物量でやるのか、あるいは我々が現在やっている護岸堤の自然化による浅場の面積ですのか等です。イメージですと人によって異なるので、なにか尺度が必要になります。この全体構想については、皆さんの思いが入っていますが、もう少し人が動けるようなもの、それは実施計画のなかに入ってくると思いますが、その様な感じがしました。

A：最近の計画書の作り方は、大きな目標をたてる。その次には実行で、次にチェックがあります。なにをもってこれが達成できたとするのか。その際に事前評価をし、途中評価をし、最後には、事後評価をします。最近では竜串自然再生協議会では、珊瑚の再生を目指して、6つくらいの目標を立てています。中海の場合は、広くて、項目が大きいので、総花的になってしまって、結果的には、何も進まないという恐れもあるので、ある程度絞ってやっていくのも方法だと思います。

M：全体計画と実施計画を繋ぐものがあれば、実施計画を作る際にやりやすいのではないかと思います。環境省としては、子ども達との環境学習について、一緒にできると思

ます。データベース作り、ネットワーク作りができるのではないかと思います。全体構想の中では書いてありますが、五つの柱には、その件が書いてないところもありますので、全体計画を実施計画のつなぎの部分を書き足したら良いと思います。

議長：この全体構想が上にあがっていった段階で、認められる全体構想計画でなくてはなりません。たとえば環境教育学習では、この周辺の小学校では、在学中に必ず中海についての環境体験学習を取り入れる、その様な目標を設定する。それをするためにどういうことをするのか、誰が責任をもって働きかけ小学校のカリキュラムに組み込むのか、これは実施計画のほうに入ってきますが、ただ目標を決めておかないと実施計画もできません。ただあまりにも漠然と環境教育を行いますではどうかなと思います。具体的に踏み込んであるものもあれば、ないものもあります。もう少し分かりやすく特定できるものにならないかなと思います。

徳岡（事務局）：会長に反抗するようですが、別な意見もあります。NPOが中心になっている事業は、自分からやろうという気になっている人が実施します。イラスト募集についても、各学校、公民館に依頼しましたが、もらった方が主体的に判断して応募してきました。浚渫窪地にしても、海藻を肥料にしての焼酎作りにしても、自分たちがそれをやりたいから、研究したいからやっています。一点突破型だと思います。一点突破すれば、後は加速度的に進む場合が、自然再生の場合は多いと思います。漁業関係でも、赤貝が採れはじめれば、あとは爆発的に増えると思います。何年に何%、その次に5%ずつ増やしていくというようなものでは無いと思います。第6章の目標でイメージが示され、第7章でそのための取り組みが記載されていますが、先ほど事務局長が言われたように、第8章では、もう少しふくらませて記載したほうが良いとは思いますが。確かに釧路湿原の全体構想はよく書けているとは思いますが、中海の全体構想を上にあげて行けば、いろいろと指摘されると思いますので、書けるところは、書いたほうが良いと思います。8章の科学的知見に基づく実施の欄に、今まで出てきた意見をふくらまして記載すれば良いと思います。基本的には、ここに参加している人が、自分たちがやりたいことは、この全体構想を通して実施計画を作成し、NPO等が中心になっているものは、一点突破で進めて行けば良いし、行政が中心になっているものは、行政のルールに従って、一つ一つどこまで何をやるかということを作っていただければと思います。様々なことがあっていいと思います。

議長：何年後に何パーセントというような目標のことを言っているのではなくて、着実に前進しているのを何で計るかということを行っています。

T：全体構想と実施計画の接点を記載したほうが良いという意見には賛成です。8章の4項に順応的な進め方ということが記載してありますが、このなかに5つの取り組みに対する進め方について、ふくらませておいたほうがよいのかなと思います。1章の「はじめに」という高安会長の文章が決め手になってくると思います。この全体構想は他の地域のものとは比べても、ひけをとらないものだと思います。

相崎事務局長：全体構想と実施計画は、一体のものです。ですから国へは実施計画ができた段階で、全体構想と一緒に提出されるので、別々のものではありません。全体構想はどのような考え方で実施していくのかというベースになる考えを誰もが共通の理解を持つものです。

F：中海の再生事業は、対象が広いし、項目が多くあります。ハード事業によるものと、ソフト事業でやるものがありますが、ソフト事業でやるものも多くあります。

それぞれの項目について、PBC を実施計画の中でまわしていくような、つまり一つの項目について到達点はどこなのか、手法はどうかを示しておかないと実施計画書にならないと思います。5つの取り組みに対してPBCをまわしていかねばなりません。今後全体構想ができあがれば、実施計画の協議になりますが、8章の中をふくらませて、それぞれの実施計画の作成の指針となるような取っかかりを作っていくことが必要だと思います。

K：実施計画についてですが、この内容はたとえば5つも目標の中の水辺の保全等のなかの一項目にアマモ場の保全等がありますが、これら一つ一つに実施計画を作成するということでしょうか。

相崎事務局長：後半の部で、今後の取り組みの中で、実施計画の作成について協議していると思います。

議長：実施計画のイメージがつかめないと、全体構想の書きぶりがつかめないとことだと思えます。

相崎事務局長：役割分担と構成の章がありますが、それぞれの団体等がどの項目に関わるのかを記載されますが、それをベースにそれぞれの団体やグループが実施計画を作成してもらい、それを持ち寄って共通するところがあれば、それを集約して一つの実施計画にしていくという形になるのではないかと考えています。

K：実施計画書のイメージはわかりました。この全体構想計画は、これまで何回も協議しましたし、全体構想検討部会でも何回も協議しています。高安会長の考えもわかりますが、途中の進行具合の評価の方法はなかなか難しいと思いますので、その評価について実施計画のほうで可能であれば、記載できればと思います。

W：全体構想の6章の中でかなり具体的な目標が記載されています。この目標をいつまでに達成するのかの設定を記載するのが良いのかどうか、また、その設定はかなり難しいと思います。

議長：いつまでにとことを設定すると言っているのではなくて、ここに向かっていくのを実感できるような、何でもって実感できるのかということを行っているわけです。

W：オゴノリ等とかが、これが、現在とどう変わっているのかを検証していかなければその進捗状況はわかりません。着工する前に調べておかなければ分かりませんし、それが3年後、5年後等にはどうなるのかを調べることによって進捗状況を把握できると思いますが、おおきな作業になると思います。それが、中海の再生が進んでいるという実感を得る一

つの方法だと思えます。

議長：そのことは最後の8章の最後に、モニタリングをするということが書いてあります。効果が上がらないということであれば、その都度、別な方法を考えていくということが順応的な進め方だと思えます。

W：目標とモニタリングをかみ合わせながら、進捗状況を把握していくことが必要と思えます。それを文章で記載することは難しいと思えますが、あとはどうやって運用していくかだと思えます。

F：たとえば、五つの目標のなかの最初の項の2番目に、湖岸と浜の再生がありますが、この実施計画を作成し、細部まで検証できるところまでやっていきますが、逆算すると、実施計画をやったら、全体計画の目標を達成できたのかは、全く別の問題というか、可逆的ではないのではないかと思います。実施計画の中で検証しながら計画をたてるのかどうかです。6章の目標について、実施計画を個別にやったら、その目標が達成できるのかどうかは、そうはならないと思えます。実施計画をトータル的にやって始めて達成できるものだと思います。その辺のところ全体構想と実施計画をどのように関連づけていくのか私にもわかりません。どなたか示唆してもらいたいと思えます。テーマについて、取り組みやすい物や難しい物などテーマの大小が混在していますので、その辺についてどう考えておられるのか教えてほしいと思えます。

議長：今の質問は、目標を達成するために5つも項目がありますが、その項目をやっているだけで目標に確実に向かって行けるかどうかを立証するという意味だと思えますが、私はその目標に向かっていると確証できれば、いずれは到達すると思えていいのではないかと見ています。それを何年後にと設定するのは無理があるので、そうではなくて、そこにむかっていることを皆が実感できるように、どう見極めていくかということについて、最初からのべています。

F：行動そのものが到達点に向かっているならば、行動そのものも〇〇として取り上げられるということですね。

議長：釧路湿原の場合はそういう書き方になっていて、参考になります。50年先か100年先かは、わかりませんが、必ずそっちに向かっているという、早さはいろいろあると思えますが、あまりにも遅いようであれば、なにか別の方法で加速する必要がありますが、我々が目標としている方向でない方向に向かい始めたとなれば、それはまずいと思えます。

相崎事務局長：全体構想の案を作成するときに、たとえば第7章の取り組みの中の2項の3番の貧酸素水塊の解消の件ですが、これを書いて、誰がこれをするのかと思いましたが、これがやはり一番の問題ですし、目標としてあげておかねばならないと思いましたが、すぐにこれが解決できるかは誰も思っていないと思えますが、ただそれに向かって、まだ、研究等をしている段階ですが、しかし、この項目は目標に向かって、上げなくてはいけないという議論でありました。

議長：貧酸素水塊の研究によって、その原因となるものが幾つか出てきて、汚濁の負荷を止める方法で、少なくとも貧酸素水塊の発生の日数が少しずつ減ってきたという実感があれば、これは成果です。完全に無くなるまで見届けることまでは、できないかもしれませんが、そっちの方向にむかっていることが、皆が確認できれば良いと思います。

徳岡（事務局）：私は第一歩を踏み出すことに重点を置いていますので、議長の考えと矛盾しているのではなく、議長の考えはまさにその通りだと思います

議長：この考えで皆さんが意思統一をして頂いてもう少し、全体構想に加筆してもらいたいと思います。他の文章についてはどうでしょうか。たとえば2章の中海は、「日本最大の汽水湖です」となっていますが、訂正が必要です。また7章2)の5番に産官学という言葉がありますが、立証等を含めると民間の目ということが必要になってきます。最近よく使うのは、産学官民という言葉です。そのように訂正してください。今の段階で気がついたことがあれば言ってください。

3 今後の進め方と協議会・各部会の活動経費について

相崎事務局長：今度の第9回中海自然再生協議会で、全体構想の採択予定しています。細かい部分は10月中に全体構想部会を開催して、修正します。

議長：11月22日の第9回自然再生協議会で、今日、協議した全体構想の最終案を示し、採択するということになります。その間に、役割分担表に関する行政機関・団体・部会で協議してもらい、関係するところに○をつけてください。

N：私は住民団体の一員ですが、具体的な実施者の形の関わりは難しいので、住民団体については参加するというので、すべてに○を記載しているところもあったんですが、関わりについて、どの程度の関わり方を考えておられるのかをお聞きします。

相崎事務局長：その点について、以前の議論で、実施者には◎、参加者は△とかの案がありましたが、そんな風な区別をつけずに、関係して一緒にやりたいと思う方は、○で良いという意見になりました。

N：その様な活動に参加するとうい解釈で良いのでしょうか。

議長：何らかの形で関われば○で良いと思います。それで良ければ、それぞれ持ち帰って検討をされて、その結果については、事務局のほうへ連絡してください。

相崎事務局長：次回の協議会の時に規約の改正をしたほうが良いと思っています。第3条の2項についてですが、事業対象区域の説明がありますが、これまでの協議の結果から、この項を削除することを次回の協議会で提案したいと思います。もう一点は部会の役割ですが、これまでは協議会の部会は協議をする場であって、実施部隊ではないとしていましたが、今後、実施計画を作成していく段階になると、地域部会等の部会自身が実施主体とならざるを得ない状況になってきます。環境教育等でも実施主体となってきます。今後は実施部隊の母体になりうるという考え方に変えていったほうがよいのではないかと。具体的には会費も取ってもよいのではないかと思います。この件についての提案です。

議長：その際には、規約も変えなければなりませんか。

相崎事務局長：検討してみなければわかりませんが、規約も変える必要が出てくると思います。9章に各組織の表がありますが、それぞれの組織が実施母体としてできるような位置づけをしておいたほうが良いと思います。

W：実施を伴わない協議だけになると、実施者もやりにくい面があります。実施するための調査は協議会でやってもらいたい。調査の段階では、経費もかかりますので、そのようなことは、必要なことだと思います。

相崎事務局長：部会によっては、実施主体として再生センターがすべて担う状態にはありません。協議会メンバーのほうが、再生センターより人が集まってやりやすいという面もあります。そのような観点から、協議会を中心に動くやり方もあっていいかと思えます。

T2：飯梨部会では協議会はあくまでも協議等をする場で、河川の占用許可、補助金の申請等の実施は自然再生センターで実施しています。今後は変更することになるのでしょうか。

議長：今までは自然再生センターの飯梨川が部会でやっていたが、これからは、変わるとすれば、今後は自然再生協議会の飯梨側部会でやるということですか。

相崎事務局長：飯梨川部会の今の状態はそれでいいと思います。これから実施計画を作るわけですが、協議会の地域部会が主体となって実施計画をつくることのできるということで、いままで動いているものはそのままいいですし、壊してこっちに変更することではありません。

W：部会が沢山ありますが、部会が事業をどんどんやりだすと、会費を上げなければなりませんし、あっちの部会やこっちの部会の会費を払わなければならなくなります。会費を重複して払うことが出てきます。

相崎事務局長：そのへんを含めて切り分けてできるかどうかです。センターのほうが、これまでは部会の運営の担ってききましたが、今後は、将来的に、全部担っていくことが可能かどうかということです。

これから各地域部会等で実施計画を作成していく段階で、計画を策定した協議会の地域部会が中心となって動いていかねばなりませんし、センターがすべてやることではないと思います。これからの実施計画に向けてどのようなやり方がいいのかを検討してください。

W：調査をする費用とか、人を集めて協議をする費用とかは、協議会の地域部会で担当するなどある程度範囲を決めておいた方が良くとおもいます。協議会の部会が事業の費用まで担当すると、再生センターの事業に要する費用と重複して負担が多くなります。

相崎事務局長：事業自体の費用は、会費でまかなうことはとてもできる話ではありませんし、どこかの補助金を申請していくことになると思います。その申請をセンター中心にするのか、各部会でするのか等です。その切り分けをどうするのかです。

W：たとえば補助金の申請などを協議会の部会がするのか、センターの部会でするのかを

考えながらやっていくことですか。

相崎事務局長：実施計画は、協議会の地域部会で作っていくことになると思います。補助金の申請などセンターの部会申請したほうが良い場合もあるし、協議会の部会で申請したほうが良い場合もあります。今の実態を見ると、センターの会員より協議会の会員がはるかに多いので、協議会を母体にしたほうが、行動力が大きくなるとの印象を持っています。

W：今後は協議会の部会とセンターの部会と交通整理をしながら進めていけば良いと思います。

議長：地域の部会が具体的な事業を実施することになれば、それぞれの地域の部会ごとに必要ならば会費を定めて良いとしてもいいかなと思います。

T2：協議会の飯梨川地域部会では、会場費は費用のかからない公民館で開催しているので、通信費として年500円を会員から集めています。センターの実施部隊のほうは、助成金で運営しています。運営方針については、協議会の場で承認を得ています。実施計画についてもセンターの飯梨川方で起案して、それを協議会の部会で決定し、決定したものを上げるということでしょうか。

相崎事務局長：実際に活動されている部会の意見も大事だと思います。

F：協議会はあくまで協議する場です。協議会の飯梨川部会の会員は60人以上、センターの部会は4名くらいで、センターの名義で活動をされています。センターの部会を充実してされたら良いと思いますし、協議会の部会は協議をする場で良いと思います。

K：私は今の考えに反対です。これからは、地域の人も多く参加してもらわなければなりません。自然協議会の方が自然再生センターよりもひとを集めやすいと思います。自然協議会に入る方も何か行動をしたくて入ってくるので、ただ協議だけでは、不完全燃焼になると思います。いままでうまくいっている部会はそのままだと進んでいけば良いと思いますが、今後のことを考えると、協議会とセンターと二本立てでやるより、協議したものが、実施していくほうが自然だと思います。事業も会費のみでやれるものではありませんし、補助金等の申請に等を考えていくことだと思います。

T2：飯梨川部会では協議会の部会の会員の中で一緒に事業をしたい人には、センターの飯梨川部会に入ってもらっています。その中には酪農家や和牛農家の方で、牧草作りの実行部隊の中核となっています。今後もこのような形を取っていきたいと思います。この中で議論にでていたのは、センターの部会でセンターの会員を拡大していった場合には、その会費の幾ばくかを活動費として部会に環流してもらえれば、会員を増やすのに弾みがつくというものです。

相崎事務局長：議論が、協議会と再生センターの話になり、違う方向に進んでしまいましたが、話を戻します。今後の実施計画を作成する段階で、どのような形がいいのかを検討してください。

T：第9章の役割分担及び構成の章で構成機関、団体等の記載がありますが、この構成する

各行政機関、団体等から会費を集めることにすれば協議会自身の活動もできますし、個人から集めると問題がややこしくなりますが、どうでしょうか。

議長：自然再生協議会全体で行動する経費と再生センターの地域部会で行動する経費とが混在している気がします。それぞれの部会で活動するのに要する経費は、部会で徴収するとしたほうが、すっきりするのもかもしれません。たとえば全体構想の印刷費が足りない場合は、各構成団体から徴収するとしたほうが分かりやすいと思います。

相崎事務局長：活動経費の他に、実施計画を作るに当たって各地域部会が中核になって実施計画を作っていくことになっていくのではないかと思います。もう一つの考え方は、この表に5つの柱が記載されていますが、これに○をつけた各団体等が集まって、実施計画を作成していくということもあります。実施計画の作り方について検討をしてもらいたいと思います。

F：この協議会の対象範囲は大きいですし、実施する項目も多いので、当然、部会が発生する経緯がありました。この自然再生協議会は、自然再生推進法に基づいて協議をする場です。協議をする団体と実施する団体とが違っていても不思議ではありません。この表には、NPO 自然再生センターのみが載っていますが、表に自然再生センターの部会も記載して関与表をつくれればそれで済むと思います。

相崎事務局長：話しを元に戻しますが、今後の実施計画の作成についてですが、部会等で集まって計画するのか、各項目ごとに集まって計画するのかという、実施計画の作成方法です。そして実施計画は実際に事業を実施することを踏まえて計画されるものなので、今後は実施計画を作成した各地域部会等で実施できるとしたほうが、やりやすいのではないかなと思われれます。その辺をどうするのかということです。

議長：5つの柱の項目でそれぞれ実施計画を作るとすれば、各構成団体から会費を取って経費等に当てる。また地域性が高いので各部会が実施計画を作成し、全体の協議会で関連するところ調整する。その場合の実施計画をつくる経費は各部会で担当するということになるという割り切り方です。

W：協議会の部会は協議をして、調査をするのに必要な経費を担当する程度にしないと、どちらも事業主体になるということになると、再生センターの部会との関連が難しくなると思います。

相崎事務局長：ここで言う必要な経費は、部会が協議をしたり、活動をしたりする経費で、事業に要する費用をいっているわけではありません。

議長：自然再生協議会は本来は協議をする場であるとし、この協議にのせるための調査費用や経費は部会が担当するというのでいいのでしょうか。本来、協議会の実施計画書を作成するための費用は、協議会から出すのが普通でしょうが、そのときに全体から集めて必要な所へ当てるのも複雑になります。もともと協議会にはお金がありませんので、了解してもらうことは、部会等で実施計画を作成する場合には各部会等でそれに要する費用を担当してもらうことでもいいのかです。

F：それぞれの案件ごとに、経費等について考えるしかないと思います。

議長：その考えでよろしいですか。

相崎事務局長：その考えでいいと思います。実施計画は、ここにあがっている団体、組織がそれぞれ実施計画を作るとして、作り方ですが、5つの柱を中心に集まって実施計画をつくる会議を持つか、地域、地域ごとに集まって会議をもつかはについては、今日は時間がないので、今後検討してもらいたいと思います。

議長：まずは、部会の中で案を出してもらってきて、一つの柱のなかで、次のステップとして全体でだしてきたものを検討する、最初にゾーニングをしていくことか、その辺の考え方で、最初に口頭にだしていいのかが決まります。最初に分担を決めておくのか、いままでそれぞれやってきたものを集めて協議をするのかについては、今後に議論をしていきたいと思います。次回の協議会で、全体構想を採択する際に協議をしますが、どういう問題があるのかについては、認識をしておいてください。

(以上)